

奈良市公報

号 外 第 4 号 (平成27年 9 月後半分)

平成28年 7 月 6 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

規 則

○奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 配当計算書の公示送達…………… 1
- 督促状等の公示送達…………… 2
- 道路の位置指定…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）…………… 2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 3
- 平成17年奈良市告示第171号の一部改正…………… 3
- 平成17年奈良市告示第172号の一部改正…………… 3
- 平成17年奈良市告示第175号の一部改正…………… 4
- 平成17年奈良市告示第176号の一部改正…………… 4
- 道路の位置指定…………… 4
- 奈良農業振興地域整備計画の変更案の縦覧…………… 4
- 差押調書の公示送達…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 一般競争入札の実施…………… 5
- 道路の位置指定…………… 5
- 平成27年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 交付要求通知書の公示送達…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 配当計算書の公示送達…………… 6
- 平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達…………… 6
- 認証業務関連事務の委任…………… 6

監 査

- 奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程…………… 7
- 住民監査請求に係る監査結果の公表…………… 7
- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2 件）…………… 8

消 防

- 奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令…………… 9

教 育 委 員 会

- 奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則…………… 9

議 会

- 奈良市議会が保有する特定個人情報の保護に関する規程…………… 9

規 則

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 9 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第78号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記 2 第48条第 1 項第 1 号中「受注者」を「公正取引委員会が受注者」に、「第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決」を「第64条第 1 項の競争回復措置命令をし、その命令」に改め、同項第 2 号中「第49条第 1 項」を「第49条」に改め、「同条第 7 項の規定により」を削り、同項第 3 号中「第50条第 1 項」を「第62条第 1 項」に改め、「同条第 5 項の規定により」を削り、別記 2 第52条第 1 項中「審決」を「当該命令」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正後の奈良市契約規則別記 2 の規定は、この規則の施行の日以後の締結に係る契約から適用する。

（平成27年 9 月24日揭示済）

告 示

奈良市告示第649号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書

配当計算書（謄本）
2 送達を受けるべき者
省略

（平成27年9月16日揭示済）

奈良市告示第650号

地方税法（昭和25年法律第226号）第329条の規定に基づく督促状、同法第13条の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
督促状、納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成27年9月16日揭示済）

奈良市告示第651号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年9月17日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市高畑町580番1
申請者氏名	小嶋 栄
道路の位置	奈良市高畑町1329番1、1329番2及び1329番3の各一部
道路の幅員	最大8.00m 最小8.00m
道路の延長	8.36m
指定年月日	平成27年9月17日
指定番号	第H2704号

（平成27年9月17日揭示済）

奈良市告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年3月25日 奈良市指令都整開 第14A-38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月17日 第1489号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐紀町2786番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市尼辻中町2番10-201号
戸尾 亮介

（平成27年9月17日揭示済）

奈良市告示第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年6月22日 奈良市指令都整開 第15A-7号
平成27年9月4日 奈良市指令都整開 第15A-7-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月17日 第1490号
公共施設 平成27年9月17日 第704号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南肘塚町44番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西紀寺町11番地の2
榎 勇
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市南肘塚町44番1の一部

（平成27年9月17日揭示済）

奈良市告示第654号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成27年9月17日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年 9 月10日	大槻 憲一	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1 番15号	外科 (ぼうこう又は 直腸機能障害)
平成27年 9 月10日	大東 雄一郎	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1 番15号	外科 (ぼうこう又は 直腸機能障害)
平成27年 9 月10日	藪内 裕也	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1 番15号	外科 (ぼうこう又は 直腸機能障害)

(平成27年 9 月17日揭示済)

奈良市告示第655号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成27年 9 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年 9 月17日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288 - 1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話 0742 - 34 - 1111代表
(平成27年 9 月18日揭示済)

奈良市告示第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年 9 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年 3 月16日 奈良市指令都整開 第14A - 46号
平成27年 7 月 8 日 奈良市指令都整開 第14A - 46 - 1 号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年 9 月18日 第1491号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市右京一丁目 3 番 4 の一部（2 工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市右京一丁目 3 番地の 4
関西文化学術研究都市センター株式会社
代表取締役社長 横山 哲郎
(平成27年 9 月18日揭示済)

奈良市告示第657号

平成17年 3 月29日付奈良市告示第171号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 2 項に次の 1 号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
(平成27年 9 月18日揭示済)

奈良市告示第658号

平成17年 3 月29日付奈良市告示第172号（昭和43年厚生省・建設省告示第 1 号の別表の規定により市長が指定する区域）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

表の別表の第1号の二に該当する区域の項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(平成27年9月18日揭示済)

奈良市告示第659号

平成17年3月29日付奈良市告示第175号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

第2項に次の1号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(平成27年9月18日揭示済)

奈良市告示第660号

平成17年3月29日付奈良市告示第176号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定により市長が指定する区域）の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

表の付表第1号の二に該当する区域の項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(平成27年9月18日揭示済)

奈良市告示第661号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年9月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市西大寺芝町二丁目2071番4
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	11.50m
指定年月日	平成27年9月18日
指定番号	第H2705号

(平成27年9月18日揭示済)

奈良市告示第662号

奈良農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成27年10月19日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成27年11月4日までに市にこれを申し出ることができます。

平成27年9月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
平成27年9月18日から平成27年10月19日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成27年9月18日揭示済)

奈良市告示第663号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年9月24日揭示済)

奈良市告示第664号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年9月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成27年 9 月24日
3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年 9 月24日揭示済)

奈良市告示第665号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成27年 9 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 新斎苑整備事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市横井町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年 3 月31日まで
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 55,020円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 33,012円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年 9 月25日揭示済)

奈良市告示第666号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年 9 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	大和郡山市城南町 5 番37号
申 請 者 氏 名	プレステ株式会社 代表取締役 吉本 剛二
道 路 の 位 置	奈良市押熊町1292番 9、1292番10、1294番 1 及び1294番 2 の各一部
道 路 の 幅 員	最大4.70m 最小4.70m
道 路 の 延 長	42.36m
指 定 年 月 日	平成27年 9 月25日
指 定 番 号	第H2621号

(平成27年 9 月25日揭示済)

奈良市告示667号

平成27年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで

きないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成27年 9 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成27年 9 月25日揭示済)

奈良市告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年 9 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年 9 月 4 日 奈良市指令都整開 第15A - 21号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年 9 月25日 第1492号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮佐保山一丁目72番37及び72番56の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市紀寺町891番地の17 黒田 雄二
奈良市紀寺町885番地の12 前田 冨理

(平成27年 9 月25日揭示済)

奈良市告示第669号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年 9 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年 9 月25日揭示済)

奈良市告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年9月28日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年8月28日 奈良市指令都整開 第15A-19号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年9月28日 第1493号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市芝辻町一丁目87番8、87番9、87番10の一部、

94番1の一部及び97番1

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一
(平成27年9月28日揭示済)

奈良市告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年9月29日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
樹のひかり 形成外科・皮ふ科	奈良県奈良市小西町25番1号 ファインフラッツ奈良ザ・レジデンス2F-Cブロック	平成27年9月1日
ならまち薬局	奈良県奈良市小西町25番1号 ファインフラッツ奈良ザ・レジデンス1階	平成27年9月1日

(平成27年9月29日揭示済)

奈良市告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
辻 佐知子		柔道整復	平成27年9月9日
辻整骨院 (辻 佐知子)	奈良県奈良市東城戸町5-1 ウェルフェア奈良101		

(平成27年9月29日揭示済)

奈良市告示第673号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月29日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年9月29日揭示済)

奈良市告示第674号

平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通

知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部保険医療室福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成27年7月15日
2 送達を受けるべき者	省略

(平成27年9月30日揭示済)

奈良市告示第675号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項の規定により、平成27年9月16日から、同項に規定する認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任しましたので、同条第3項の規定により告示します。

平成27年 9 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸
(平成27年 9 月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第14号

奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成27年 9 月17日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司

奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の規定に基づく奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）の例による。

附 則

この規程は、平成27年10月 5 日から施行する。

(平成27年 9 月17日揭示済)

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成27年 9 月24日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈 監 第 42 号
平成27年 9 月17日

請求人

奈良市富雄泉ヶ丘町23番 4 号

田 中 幹 夫 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司

住民監査請求の結果について（通知）

平成27年 7 月22日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象部局

奈良市財務部税務室資産税課及び滞納整理課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第 6 項の規定により、平成27年 8

月10日に郵送で証拠の提出を受け、同日に陳述の聴取を行った。

3 関係職員の陳述

平成27年 8 月17日に財務部長、税務室長、資産税課長及び滞納整理課長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、概ね次のとおりである。

一 請求の趣旨

1 奈良市長には、Aが所有する奈良市〇〇町〇〇番地外の土地及び家屋にかかる固定資産税、都市計画税等の徴収を怠る事実がある。

すなわち、事実証明書に添付している未納市税等内訳書のとおり、固定資産税、都市計画税等が未納である。

これらは、納付期限後、既に 5 年を経過しているから、債権は時効消滅しているので、奈良市は損害を受けている。

したがって、奈良市長は、自ら弁償するなどして奈良市の被った損害を補填すべきである。

2 奈良市長は、Aが所有する奈良市〇〇町△△番地外所在の償却資産に対し償却資産課税台帳を作成する義務を怠る事実がある。よって、奈良市長はこれを作成し、適正な課税を行い、平成22年 4 月 1 日以降、現在に至るまで課税しなかったことにより奈良市が被った損害を弁償すべきである。

3 奈良市長は、前記 1 記載の物件にかかる固定資産税、都市計画税等について適切に課税し、徴収を行え。

二 請求する理由

1 請求の趣旨 1 について

奈良市長は、請求の趣旨記載の固定資産税、都市計画税等の徴収を怠り、奈良市に損害を与えたので、その弁償を求めるのである。すなわち、これらすべて納付期限を過ぎており、奈良市の債権は時効消滅している。

奈良市長は、具体的な徴収を指示することも差押えの手続もしていない。

請求人はAの納税状況を知ることができないので、平成25年11月20日に直接、奈良市長宛に書留内容証明郵便を差し出したが全く返事がない。

そうであれば、奈良市長は税の徴収を怠っていたと解さざるを得ないのである。さらに、請求人はやむを得ず、奈良市情報公開条例に基づき徴税業務についての情報公開を奈良市長に求めたが、請求人に全く説明もしないで請求を却下した。また、異議申立てについては、奈良市情報公開審査会の答申を無視したずさんな決定をした。

2 請求の趣旨 2 について

償却資産課税台帳は、適正な課税のため、法により備え付けることが義務になっている。ところが、奈良市長は、請求人が奈良市情報公開条例により公

開を求めてもその存否をも明らかにしないので、異議申立てをした。

奈良市情報公開審査会は、請求人の主張を認め、奈良市情報公開条例に基づく適正な情報公開を行うように答申したが、その答申の趣旨を理解せず、開示請求を却下した。そこで請求人は再度にわたる異議申立てをして、奈良市情報公開審査会は文書の存否を明らかにするよう答申し、遂に奈良市長も不存在を明らかにした。

3 請求の趣旨3について

前記のように、奈良市長が情報公開を行わないのでAに対する税の徴収が行われているか、一市民として具体的に知ることができない。

しかし、事実証明の書面の添付は、請求の適法要件ではないのだから、行政の透明性を公正に求める市民の権利を重視し、監査委員において積極的に調査されたい。奈良市が適正な課税と徴収を行っていれば、情報公開請求を受けても、何ら隠す必要はないのであるが、徹底してAに関する情報を奈良市は隠そうとしている。

5 監査対象事項

Aが所有する土地等に係る固定資産税、都市計画税等の徴収を違法又は不当に怠る事実があるかどうか、また、Aが所有している償却資産に係る償却資産課税台帳の作成等について違法又は不当に怠る事実があるかどうかについて監査した。

6 監査の結果

事実関係及び監査委員の判断は、次のとおりである。
(事実関係)

関係職員等からの陳述等による事実関係は、次のとおりである。

(1) 固定資産税、都市計画税等の徴収について

請求人が徴収を怠っていると主張している固定資産税及び都市計画税並びに市・県民税の特別徴収分は、Aが所有する土地等に係る固定資産税及び都市計画税（平成19年度第3期分及び第4期分、平成20年度第1期分から第4期分まで並びに平成21年度第1期分から第4期分まで）並びに当該延滞金並びに市・県民税の特別徴収分（平成21年度第2期分から第5期分まで）である。監査委員は、請求人が主張する未納市税の徴収について、滞納整理課から説明を受け、監査を実施した。

(2) 償却資産に係る償却資産課税台帳の作成等について

請求人は、平成26年12月3日付け奈財資第64号で通知された行政文書不存在決定通知書で、Aが所有している償却資産に係る償却資産課税台帳は、存在しないとの通知を受けたことから、当該台帳の作成を怠り、適正な課税がなされていないと主張している。監査委員は、請求人の主張する償却資産課税台帳の作成等について、資産税課から説明を受け、監査を実施した。

(監査委員の判断)

請求人が怠っていると主張している固定資産税、都市計画税等の徴収及び償却資産に係る償却資産課税台帳の作成等について監査を実施した結果、違法又は不当に怠る事実は認められないので、本件住民監査請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、監査委員は、地方自治法第198条の3第2項の規定により、守秘義務が課せられていることから、本件監査結果においては、監査の実施内容について具体的に述べることは差し控える。

(平成27年9月24日揭示済)

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年9月30日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈 政 行 第 20 号
平成27年9月25日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 山 口 裕 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

V. その他市税に関する事項について

1. 税金管理システムについて

(2) 結果及び意見

① システム管理に係る手続きを明確化するべきである
(情報政策課)

【監査結果】

ホストコンピュータシステムは情報政策課、収納支援システムは滞納整理課で管理している。情報政策課ではシステム改修に係る、プログラムやシステムの仕様書が未作成のものがあり、その結果、導入からの改修履歴が網羅的に把握されておらず、現在のシステム構成を容易に把握することが難しい状況となっているシステムが一部ある。このように分かりづらくなったものについては、システムの内部構造を再構築するか新しいシステムに移行して適切な運

用を行う必要がある。

【措置の内容】

平成25年度から、奈良市情報システム最適化計画に基づきパッケージシステムの導入を進め、平成27年 1 月に新総合税システムが本稼動しました。旧来のホストコンピュータでは、長年の改修等の積み重ねにより、システム構成が複雑化し、システム全体を把握することが難しくなりましたが、新システムに移行したことにより、適切な運用を行っております。

(平成27年 9 月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年 9 月30日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈教総 第 386 号
平成27年 9 月28日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 山 口 裕 司 様

奈良市教育委員会
教育委員長 杉 江 雅 彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

42. 黒髪山キャンプフィールド

(6) 監査の結果及び意見

・指定管理料について

(生涯学習課)

【監査結果】

指定管理者が市に提出した平成24年度の事業報告では、指定管理者は指定管理料を全額使用し、過不足なしと報告しているが、実際には指定管理料を全額使用しておらず、少額であるが翌年度に繰り越していた。キャンプフィールドの管理に関する年度協定書では、要した費用が指定管理料に満たないときは返還するものと定められているため、市は返還を求められたい。

【措置の内容】

指定管理者から提出を受けた平成24年度の事業報告において、翌年度に繰越しされていた指定管理料については、平成27年 3 月27日付で指定管理者から返還を受けました。
(平成27年 9 月30日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令第 2 号

全 職 員

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 9 月25日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員任用規程（昭和57年奈良市消防長訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「競争試験」を「消防長が行う競争試験」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 昇任試験は、試験委員会（以下「委員会」という。）

を設けて行うものとする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 委員会その他昇任試験に関して必要な事項は、その都度消防長が定める。

第 7 条を削る。

附 則

この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

(平成27年 9 月25日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成27年 9 月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第20号

奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の規定に基づく奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）の例による。

附 則

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

(平成27年 9 月30日揭示済)

議 会

奈良市議会規程第 1 号

奈良市議会が保有する特定個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成27年9月16日

奈良市議会議長 浅川 仁

奈良市議会が保有する特定個人情報の保護に関する
規程

奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の規定に基づく奈良市議会が保有する特定個人情報の保護については、奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）の例による。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

（平成27年9月16日揭示済）